



令和5年8月10日

## 干ばつ傾向の天候を受けて 市内農家を対象に渇水対策のための補助金を交付

今年の梅雨明け後の干ばつ傾向の中で、農作物等の被害の拡大が懸念されています。これを受け、見附市では下記のとおり「農作物等干ばつ被害応急対策」を実施し、地域の渇水対策等に対して補助金を交付します。

### (1) 仮設ポンプ使用時燃料経費支援事業

- 補助対象事業者 土地改良区、農家組合
- 補助対象経費 農業用用水路等の共同施設へ補水するために用いたポンプ等の使用に係る燃料費
- 交付金額 補助対象経費の2分の1以内（上限 1団体当たり10万円）

### (2) かん水用機械等整備対策事業

- 補助対象事業者 農家組合、農業法人、農業者、養鯉業者
- 補助対象経費 一定の要件を満たす補助対象事業者が、農作物及び錦鯉への干ばつ被害を軽減させるために行う対策に要する経費
- 交付金額 補助対象経費の2分の1以内（上限 1団体当たり10万円）

※各事業の詳しい情報は、見附市ホームページのトップページ内「新着情報」をご確認ください。

URL (<https://www.city.mitsuke.niigata.jp/8352.htm>)

### 【本件の問合せ先】

農林創生課 農林整備係 ☎ (0258) 62-1700 (内線 224) 五十嵐

送信枚数  1  枚 (この表紙含む)

発行者：見附市役所 企画調整課 秘書広報係 野村 (内線 315)

☎ (0258) 62-1700 FAX (0258) 63-1006

